

	床面積の合計	確認申請手数料 ※ 1	中間検査申請手数料 ※ 2	完了検査申請手数料 ※ 3	
				中間検査があった場合	中間検査がなかった場合
建築物	30㎡以内	10,000円	13,000円	17,000円	18,000円
	30㎡を超え、100㎡以内	14,000円	17,000円	24,000円	26,000円
	100㎡を超え、200㎡以内	22,000円	21,000円	37,000円	40,000円
	200㎡を超え、300㎡以内	29,000円	28,000円	38,000円	41,000円
	300㎡を超え、1,000㎡以内	59,000円	44,000円	44,000円	47,000円
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内	104,000円	61,000円	55,000円	59,000円
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内	225,000円	169,000円	127,000円	136,000円
	10,000㎡を超え、50,000㎡以内	425,000円	275,000円	317,000円	328,000円
	50,000㎡を超えるもの	592,000円	578,000円	477,000円	488,000円
建築設備（昇降機、遊戯施設等）一件につき		11,000円	－	－	13,000円
工作物 一件につき		10,000円	－	－	9,000円

※1 確認申請手数料に係る注意事項

1 省エネ基準を「仕様基準」に適合させる場合、下表に掲げる額を確認申請手数料に加算する。

用途	床面積又は住戸数	加算額
一戸建ての住宅	200㎡未満	7,000円
	200㎡以上	8,000円
共同住宅等	4 戸以下	30,000円
	5 戸以上、15戸以下	70,000円
	16戸以上、45戸以下	87,000円
	46戸以上	123,000円

※確認を受けた省エネ基準適合に係る計画を変更し「仕様基準」に適合させる場合に加算する額は、個別にお問い合わせください。

- 2 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める面積について算定する。
- 一 建築物を建築する場合(二に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
 - 三 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(四に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
 - 四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一
- 3 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては、7,000円とする。確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあつては、6,000円とする。
- 4 次に掲げる建築物又は工作物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額の半額とする。
- 一 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害(同条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した市町の区域内又は知事がり災地として指定した区域内のり災した建築物又は工作物に係るもので、り災の日から三月以内に建築し、又は築造するもの
 - 二 公共事業により移転を命ぜられた日から一年以内に建築し、又は築造する建築物(従前の延べ面積を超えない部分に限る。)又は工作物
- 5 知事が、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事由があると認める場合において、区域、期間、用途、構造等を指定したときは、当該指定に係る建築物、建築設備又は工作物に係る手数料を徴収しないものとする。

※ 2 中間検査申請手数料に係る注意事項

- 1 中間検査の対象建築物は、建築指導課HP（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/24184.html>）を御確認ください。
- 2 「※ 1 確認申請手数料に係る注意事項」の4及び5は、中間検査申請手数料に準用する。

※ 3 完了検査申請手数料に係る注意事項

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合(同一敷地内において移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一について算定する。
- 2 「※ 1 確認申請手数料に係る注意事項」の4及び5は、完了検査申請手数料に準用する。